

第22号議案

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、
別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

稲荷公園テニスコートの夜間照明使用期間を変更し、及び例規整備を図るため、本案を
提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則（平成22年一宮市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1九品地公園の項中「1月1日から12月31日までの間の」を削り、同表稻荷公園の項中

- 1 4月1日から10月31日までの間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 11月1日から翌年3月31日までの間は、午前9時から午後5時までとする。

」を

午前9時から午後9時までとする。

」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

一宮市都市公園内体育施設の管理に関する規則（平成22年一宮市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案
別表第1 (第3条関係) 【別記1 参照】	別表第1 (第3条関係) 【別記1 参照】

〔別記1〕

現行		体育施設の区分	使用することができる期間又は時間
略			
九品堀公園	競技場 テニスコート		午前9時から午後9時までとする。 1月1日から12月31日までの間の午前9時から午後9時までとする。
稻荷公園	テニスコート		1 4月1日から10月31日までの間は、午前9時から午後9時までとする。 2 11月1日から翌年3月31日までの間は、午前9時から午後5時までとする。
略			

改正案		体育施設の区分	使用することができる期間又は時間
略			
九品堀公園	競技場 テニスコート		午前9時から午後9時までとする。 午前9時から午後9時までとする。
稻荷公園	テニスコート		午前9時から午後9時までとする。
略			

第23号議案

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により本案を提出します。

一宮市立小中学校 学校運営協議会を設置する学校の指定一覧

学校番号	学校名	27年度再指定	28年度再指定
1	宮西小	○	
2	賀船小	○	
3	神山小	○	
4	大志小	○	
5	向山小	○	
6	葉栗小		○
7	西成小	○	
8	瀬部小	○	
9	赤見小		○
10	浅野小	○	
11	丹陽小	○	
12	丹陽西小	○	
13	丹陽南小	○	
14	浅井南小	○	
15	浅井北小	○	
16	北方小		○
17	大和東小		○
18	大和西小		○
19	今伊勢小	○	
20	奥小	○	
21	萩原小		○
22	中島小		○
23	千秋小		○
24	千秋南小		○
25	富士小	○	
26	末広小	○	
27	西成東小		○
28	今伊勢西小	○	
29	葉栗北小		○
30	大和南小		○
31	浅井中小	○	
32	千秋東小		○
33	起小		○
34	三条小		○
35	小信中島小		○
36	朝日東小		○
37	朝日西小		○
38	開明小		○
39	大徳小		○
40	黒田小		○
41	木曽川西小		○
42	木曽川東小		○
51	北部中	○	
52	中部中	○	
53	南部中	○	
54	葉栗中		○
55	西成中	○	
56	丹陽中		○
57	浅井中	○	
58	北方中	○	
59	大和中		○
60	今伊勢中	○	
61	奥中	○	
62	萩原中		○
63	千秋中		○
64	西成東部中		○
65	大和南中		○
66	尾西第一中		○
67	尾西第二中		○
68	尾西第三中	○	
69	木曽川中		○
再指定校数		28	33
指定期間		平成27年4月1日～ 平成29年3月31日 (2年間)	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日 (2年間)

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。
2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
(1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
(2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
(3) 学識経験者
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適當と認める者
2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第 8 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第 9 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第 10 条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第 12 条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第 13 条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第 14 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 15 条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第 16 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならぬ場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第24号議案

一宮市公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 委嘱候補者

地区名	氏名	性別	生年月日	住所	新任 再任
宮西	のむら こういち 野村 功一				再
貴船	ひよし こういち 日吉 興一				再
神山	じょうざん やすお 後藤 恭男				再
大志	いとう なかし 伊藤 孝司				再
向山	むかの わづこ 高野 悅子				再
富士	いいだ ときお 飯田 時雄				再
葉栗	はりしま のぶお 森島 伸夫				再
西成	さいせい すすむ 関戸 進				再
丹陽	よしだ まさはる 吉田 雅晴				新
浅井	あだな かつみ 和田 勝美				新
北方	ほくほう つねお 岩田 常夫				新
大和	もりかわ まさき 森川 昌樹				再
今伊勢	のいせ みつお 野田 満男				再
奥	いまえだ ひでゆき 今枝 秀之				再
萩原	やまぐち みちはる 山口 三千治				再
千秋	せがわ たけし 長谷川 武				新
起	あべ ひろたけ 阿部 博武				再
小信中島	こちゆみ ひろし 不破 晃				再
三条	もり ひろじ 森 博示				新
大徳	おおとく かつみ 村瀬 勝美				新
朝日	いとう よしやす 伊藤 美保				新
開明	すぎもと さとる 杉本 智				再
木曾川	やまぐち あきお 山口 昭雄				再

2. 委嘱期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日

第25号議案

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び7条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
倉兼 清子 くらかね きよこ		[REDACTED]		元小学校長	新

2. 任命期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

第26号議案

一宮市社会教育委員の解嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校長会副会長を退任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考
平林 哲也 ひらばやし てつや				学校教育関係者 定年退職により一宮市小中 学校長会副会長退任のため

2. 解嘱日

平成27年3月31日

第27号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
49	いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会 会長 なかの まさやす 中野 正康	「いちのみやリバーサイドフェスティバルを訪れる園児から小中学生に参加してもらい、写生画コンクールを実施する。 ・7月上旬に表彰予定。 ・幼稚園児、保育園児、小中学生約150名	・新緑の季節に、2015いちのみやリバーサイドフェスティバルを訪れる園児から小中学生に参加してもらい、写生画コンクールを実施する。 ・7月上旬に表彰予定。 ・幼稚園児、保育園児、小中学生約150名	5月3日(祝・日) ～ 5月5日(祝・火) 9時30分～ 17時00分	国営木曽三川公園三派川地区センター(138タワーパーク)	無料	(1) (6)
50	株式会社アイ・シー・シー メディア推進部課長 代理 永松 健一 ながまつ けんいち	小学校紹介番組名「校歌合唱」14分番組	・学校の教育理念、理想校風などが盛り込まれた歌詞を記録し、地域社会に伝えていく事で、地域の関心、つながりを大切に感じてもらえる番組を制作する。	平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)	各小学校	無料	(5)イ
51	株式会社アイ・シー・シー メディア推進部課長 代理 永松 健一 ながまつ けんいち	中学校の部活動紹介番組「ザ☆部活動」8分番組	・番組を通じて教育、学術、文化、スポーツの進歩に寄与し、児童・生徒のメディアに対する知識の向上、地域社会とのコミュニケーション力を養う事を目的として、中学生を対象に「部活動紹介」番組を制作する。	平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)	各中学校	無料	(5)イ

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
90	家庭倫理の会一宮市 会長 <small>おおはし やすこ 大橋 ヤスコ</small>	わくわく子育てセミナー	和やかな家庭づくりをテーマにしたセミナー	4月18日(土) 6月20日(土) 7月18日(土)	ファンション デザインセンター 一宮市民会館	有料 200円	(6)
91	第21回尾張南部平和美術展実行委員会 <small>ますや たかる 増谷 隆</small>	第21回尾張南部平和美術展	絵画・写真・書・絵手紙・工芸・その他の展示	6月23日(火) ～ 6月28日(日)	稲沢市萩須記念 美術館	無料	(6)
92	木曽川文化会館住民ワークショップ 運営委員長 <small>さちか みそら 佐塙 美空</small>	第54回きそがわふれあいコンサート	二胡コンサート	4月5日(日)	エコハウス138	無料	(6)
93	尾西モラロジー事務所 代表世話人 <small>じゅうき 白木 よう子</small> 主催 公益財団法人モラロジー研究所	生涯学習セミナー	公益財団法人モラロジー研究所委託の講師による「心新たに生きる」をテーマにした講義形式のセミナー	6月28日(日)	尾西商工会館	有料 2,000円	(4) (6)
94	特定非営利活動法人日本語検定委員会 理事長 <small>かじたえいいち 梶田徵一</small>	平成27年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定試験	6月13日(土)	産業体育館他全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)
95	特定非営利活動法人日本語検定委員会 理事長 <small>かじたえいいち 梶田徵一</small>	平成27年度 第2回日本語検定	日本語検定の検定試験	11月7日(土)	産業体育館他全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
96	食と美をすすめる会 なんば ゆうこ 鮎皮 優子	食と美を進める会講演会	統合医療、自然農法に関する講演会	4月19日(日)	一宮市民会館	無料	(7)
97	尾西ウインドオーケストラ 会長 不破 翔 ふくわ ひろし	尾西ウインドオーケストラ第77回定期演奏会	吹奏楽の演奏会	5月24日(日)	一宮市民会館	有料 1,000円 中学生以下無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
63	特定非営利活動法人アズワン 理事長 <small>かなもりかずひろ 金森和宏</small>	2015 夏アズワンワ ンダースクール サマー キャンプ自 然体験教室	小・中学生を対象に野外体験学習を通して、子どもたちが「大自然の中、のびのびと遊びながら学び 学びながら遊ぶこと」により、ふれあいを通して豊かな人間性を育むことを目的に開催 全12コース	7月27日(月) ~8月28日 (金)	①⑪岐阜県高山市②岐阜県岐阜市③福井県大野市④滋賀県竜王町⑤三重県志摩市⑥静岡県三島市⑦長野県長和町⑧⑨⑩岐阜県郡上市⑫静岡県裾津市	①②④⑤ ⑦⑨⑪ 32,800円 ③⑥⑫ 33,800円 ⑧ 22,800円 ⑩ 35,800円	(4) (6)
64	尾張剣道連盟 会長 <small>おおわさじょうたろう 大脇正太郎</small>	第51回尾張中学校 剣道大会	尾張地区中学校の男女剣道部による団体トーナメント戦	5月31日(日)	一宮市総合体育館	無料	(6)
65	一宮市バレーボ ール協会 会長 加藤一代 <small>かとうかずよ</small>	一宮市(一宮地 区・尾西地区)小 学生バレーボール クラブ行事	一宮地区の小学生新1年生から6年生の男女を対象にバレー ボールの教室、指導者講習会、交流会を開催する 尾西地区の小学生新2年生~5年生の男女を対象にバレー ボール教室を開催する	5月9日(土) ~平成28年3月末	(一宮地区) 市内各小学校 屋内運動場 (尾西地区) 起小学校屋内運動場	年会費 1人4,000円 (一宮地区) 1人5,000円 (尾西地区)	(3) (6)
66	全日本少年硬式 野球連盟東海西 支部東海スラッ カーズ 代表 三輪尚宏 <small>みわなおひろ</small>	第13回ヤングリー グ愛知県知事杯争 奪愛知大会	トーナメントによる少年硬式野球大会	5月3日(祝・日) ~5月5日 (祝・火)	平島公園野球場ほか	1チーム 20,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
67	特定非営利活動法人 木曽川文化・スポーツクラブ 理事長 <small>ひびのたかむ 日比野隆夫</small>	木曽川文化・スポーツクラブ各事業及び各種スポーツ教室等	各種スポーツ教室及び文化教室・講習会・体力テスト・スポーツフェスティバル・スポーツ大会の開催	4月1日(水) ~平成28年3月31日(木)	一宮市木曽川体育館ほか	1人年額 1,500円~ 48,000円	(4) (6)